

建築基準法令の規定 適合チェックリスト

- 対象建築物にかかる適用条文について「支障なし」の場合に口にレを記入してください。
- 報告すべき建築物に適用されない条文については、適宜斜線抹消を入れて使用すること。
- 敷地内に既設建物（別棟）が複数棟ある場合は、本書面を適宜コピーして利用すること。

■建物情報

建物番号	1	確認年月日・番号	確認日S50. O. O 番号第〇〇〇
築年月	昭和50年〇月〇日	建物用途	一戸建ての住宅
構造	木造	階数	地上 2 地下 0
建築面積	60㎡	延べ床面積	100㎡

■地域情報

都市計画区域	内 ☒	外 ☐	その他区域 ☐
区域区分	市街化区域 ☒	市街化調整区域 ☐	非線引き ☐
用途地域	第一種低層住居専用地域		
建ぺい率	50 %	容積率	80 %
防火地域	防火地域 ☐	準防火地域 ☐	法22条区域 ☒ 指定なし ☐

■法適合性(単体規定)

規定	建築基準法	建築基準法施行令		既存不適格判断(※)
敷地の衛生・安全 用途上不可分関係	法19条 ☒	令1条1項1号 ☐	☐	既存不適格 ☐
採光・換気	法28条 ☒	令20条 ☐	令20条の2 ☐	既存不適格 ☐
排煙	法35条 ☒	令126条の2 ☐	☐	既存不適格 ☐
構造耐力・構造強度	法20条 ☐	令36条 ☐	令81条 ☐	既存不適格 ☒
屋根	法22条 ☒	☐	☐	既存不適格 ☐
木造等の外壁	法23条 ☒	☐	☐	既存不適格 ☐
木造等の外壁・軒裏(特建)	法24条 ☒	☐	☐	既存不適格 ☐
大規模木造等の外壁・軒裏	法25条 ☒	☐	☐	既存不適格 ☐
防火壁	法26条 ☒	☐	☐	既存不適格 ☐
耐火建築物	法27条 ☒	☐	☐	既存不適格 ☐
石綿措置	法28条の2 ☒	令20条の7 ☐	令20条の8 ☐	既存不適格 ☐
便所	法31条 ☒	令28条 ☐	☐	既存不適格 ☐
避難施設等	法35条 ☒	☐	☐	既存不適格 ☐
内装制限	法35条の2 ☒	☐	☐	既存不適格 ☐
無窓の居室等の主要構造部	法35条の3 ☒	☐	☐	既存不適格 ☐
その他の技術的基準	法36条 ☒	☐	☐	既存不適格 ☐
	☐	☐	☐	既存不適格 ☐

■法適合性(集団規定)

規定	建築基準法	建築基準法施行令		既存不適格判断(※)
敷地と道路	法43条 ☒	☐	☐	既存不適格 ☐
条例による制限	条例4、5、8条(接道) ☒	条例6条(がけ) ☒	条例19条(車庫) ☒	既存不適格 ☐
道路内建築制限	法44条 ☒	☐	☐	既存不適格 ☐
用途地域	法48条 ☒	☐	☐	既存不適格 ☐
容積率	法52条 ☒	☐	☐	既存不適格 ☐
建ぺい率	法53条 ☒	☐	☐	既存不適格 ☐
絶対高さ(低層)	法55条 ☒	☐	☐	既存不適格 ☐
道路斜線制限	法56条1項1号 ☒	☐	☐	既存不適格 ☐
隣地斜線制限	法56条1項2号 ☒	☐	☐	既存不適格 ☐
北側斜線制限	法56条1項3号 ☒	☐	☐	既存不適格 ☐
日影規制	法56条の2 ☒	☐	☐	既存不適格 ☐
高度地区	法58条 ☒	☐	☐	既存不適格 ☐
防火・準防火地域	法61条 ☒	☐	☐	既存不適格 ☐
	法62条 ☒	☐	☐	既存不適格 ☐
	法63条 ☒	☐	☐	既存不適格 ☐
	法64条 ☒	☐	☐	既存不適格 ☐
	法65条 ☒	☐	☐	既存不適格 ☐
	法66条 ☒	☐	☐	既存不適格 ☐
	法67条 ☒	☐	☐	既存不適格 ☐
地区計画	法68条の2 ☒	☐	☐	既存不適格 ☐
建築協定	法69-77条 ☒	☐	☐	既存不適格 ☐
	☐	☐	☐	既存不適格 ☐

<記入上の留意事項>

※既存不適格判断とは、当該建物が建築された時点では存在しなかったが、現時点(今回報告時)では存在する法令の規定に対して、現時点の判断では不適合となる場合にチェックをいれること。(なお集団規定については、法86条の7の規定により政令で定める範囲内で増築等をする場合に限り既存不適格となる。)